

第10回北竜町農業委員会総会議事録

平成24年10月25日
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成24年10月25日(水)
午後1時30分～午前2時30分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (8人)

番号	氏 名	番号	氏 名
1番	橋本勝久	6番	水谷茂樹
2番	大場信一	7番	
3番	北清裕邦	8番	出口宜伸
4番		9番	川本和幸
5番	近江博信	10番	佐藤健一

- 4 欠席委員 (人)

番号	氏 名	番号	氏 名
4番	吉川清隆	7番	川村功

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農政報告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第1号新農業者年金老齢年金裁定請求の進達について
- 第6 報告第2号新農業者年金特例付加年金裁定請求の進達について
- 第7 報告第3号農地法第18条第6号の規定による賃貸借権の解除の通知について(合意解約)
- 第8 農地法3条第1項の規定による許可を要する農地の適格者証明願いについて(民事執行規則33条適格者証明)
- 第9 農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定に基づく買入協議の要請について
- 第10 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第11 その他 11回農業委員会総会について・その他会議について

6 出席した農業委員会事務局職員等

局長 南 秀 幸
係長 長 谷 牧 子
主事補 橋 本 僚 太

事務局長	只今より平成24年度第10回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして佐藤会長よりご挨拶願います。
会 長	挨 拶
事務局長	本日の出席委員は10名中 8名が出席で会議規則第6条により総会は成立しております。 なお、川村委員は、共済理事会と重なってるため欠席となっております。 また、吉川委員も療養中につき欠席です。 会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については佐藤会長に願いたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	それでは2番・大場委員と3番・北清委員の両名を指名します。 日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の南局長、長谷係長、橋本主事補を指名します。
産業課長	日程第3 農政報告があれば産業課より願います。
議 長	特になし
議 長	日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。

議 長

本日の予定案件は、報告3件 議案3件、その他です。
直ちに会議案件の審議に入ります。

日程第5号 報告第1号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達
について上程いたします。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

長谷係長

報告第1号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について、農
業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、下記の者に係る老
齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

番号 57

氏 名 ■■■■■

住 所 字和〇〇-〇〇

生年月日 昭和22年 9月29日

進 達 日 平成24年10月 3日

年金加入期間 平成14年 1月 1日から
平成19年 9月28日まで

備 考 満65歳到達による裁定請求

番号 58

氏 名 ■■■■■子

住 所 字岩村〇-〇

生年月日 昭和22年 9月30日

進 達 日 平成24年10月 3日

年金加入期間 平成14年 1月 1日から
平成19年 9月29日まで

備 考 満65歳到達による裁定請求

議 長

関連がありますの続けて日程第6号 報告第2号 新農業者年金特
例付加年金裁定請求の進達についても事務局より報告事項の説明をお
願いします。

長谷係長

報告第2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求の進達について、農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、下記の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

番号 2

経営移譲者

氏名 ■■■■■

住所 字和〇〇-〇〇

生年月日 昭和22年 9月29日

進達日 平成24年10月 3日

年金加入期間 485ヶ月、うちカラ期間128ヶ月

基準日経営面積 109,991㎡ 自留地 1,275㎡

経営終了日 平成24年1月25日

移譲方法 使用貸借

受贈者

移譲相手方氏名 ■■■■■ 年齢33歳

経営面積 143,342㎡

備考 第三者委譲

番号 3

経営移譲者

氏名 ■■■■■子

住所 字岩村〇-〇

生年月日 昭和22年 9月30日

進達日 平成24年10月 3日

年金加入期間 300ヶ月、うちカラ期間128ヶ月

基準日経営面積 127,342㎡ 自留地 0㎡

経営終了日 平成17年12月20日

移譲方法 使用貸借

受贈者

移譲相手方氏名 ■■■■■ 年齢41歳

経営面積 0㎡

備考 後継者移譲

議長

報告1号と2号の説明で質問意見等ありませんか？

委員一同

意見なし

議長

特に質問意見等がないので次に進みます。

議 長

日程第7号 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解除の通知について上程いたします。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

6ページなります。

報告第3号 農地の賃貸借の合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知について下記の農地について、農地法施行規則68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。

番号1番

貸主 岩村 ■■■■ 借主 岩村 ■■■■

田3筆 12,037㎡

賃貸借期間 平成23年3月25日から平成27年12月31日まで

合意解約 平成24年9月21日

番号2番

貸主 岩村 ■■■■ 借主 岩村 ■■■■

田1筆 8,933㎡

賃貸借期間 平成23年3月25日から平成27年12月31日まで

合意解約 平成24年9月21日

番号3番

貸主 岩村 ■■■■ 借主 岩村 ■■■■

田3筆 16,503㎡

賃貸借期間 平成23年3月25日から平成27年12月31日まで

合意解約 平成24年9月21日

これら3件は、競売にかかっている土地であります。なおこの土地に関しては次の議案1号の買受適格者証明願いに提出されております。

議 長

本件は、報告案件であります。質問等がありましたらお受け致します。なければ次の議案に関連します。日程第8号 議案1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の適格者証明について上程しますので事務局より説明願います。

事務局長

議案1号

農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の適格者証明について

農地法3条第1項の許可を要する農地について、別紙のとおり申請があったので13ページに競売の公告がありますが枠でくくった下から2段目に買い受け申し出の資格の制限（民事執行規則33条の規定により、委員会の意見を求める。ただし、適格者証明の交付を受けた者が落札した場合は、農地法施行規則第10条の第1項第1号及び同条2項の規定により申請を行う場合は許可指令書を交付する。

申請件数は3件ですが、申請者は、農業委員の■■■■さんです。平成24年9月7日付け旭川地方裁判所平成24年（ケ）第38号公告競買申し込みをしたいので適格者の証明をお願いします。

1件目

申請者 ■■■■
農地 岩村90-3
地目 田
面積 9,095㎡
所有者 ■■■■ 利用者 ■■■■

2件目

申請者 同じく ■■■■
農地 岩村 120-10他3筆
地目 田
所有者 ■■■■ 利用者 ■■■■・■■■■

3件目

申請者 同じく ■■■■
農地 岩村103-9 他14筆
地目 田
所有者 ■■■■ 利用者 ■■■■本人・■■■■
となっております。

競売の参加申込の目的は規模の拡大を図る。

12ページをご覧ください、経営耕地面積は田で180,551.6㎡畑24,712㎡であり合計で約20.5haを耕作している。

家族労働は、本人、妻の■■さんと、息子 ■さんの3名です。詳細は後でお目通し願います。

14ページから25までが競売の物件でありまして位置図と☆印が農地となっております。

議長

なおこの案件につきましては、農業委員■■■ご本人の案件となります。

従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。

(■■■委員・・・・退席)

この件につきまして、ご質問意見等はありませんか。

農業委員

(質問なし)

議長

それでは、本件に関して、買受適格者証明を交付し、落札した場合において農地法施行規則第10条第1項第1号及び同条第2項の規定により申請を行う場合許可することで異議ございませんか。

農業委員

異議なし

議長

議案第1号について原案通り承認します。

(■■■委員・・・・入席)

議長

日程第9号 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定に基づく買入協議の要請について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定に基づく買入協議の要請について

農業経営基盤強化促進法第13条の1項の規定により所有権移転の斡旋申出を別紙のとおり受理し、利用権の設定が困難であるため、同法第13条の2第1項の規定に基づき買入協議の通知を北竜町長に対して要請を行うことに議決を求める。

整理番号 24-1 北竜町字板谷〇〇番地の〇〇

■■■■さん

田8筆 面積 54,413㎡

畑1筆 面積 1,705㎡

合計 56,118㎡です

整理番号 24-2 北竜町字和〇〇番地の〇

■■■■さん

田3筆 面積 7,861㎡ です

整理番号 24-3 北竜町字三谷〇〇番地の〇
■■■■
田 28筆 面積 76,184㎡
畑 2筆 面積 2,405㎡
合計 78,589㎡ です

整理番号 24-4 北竜町字三谷〇〇番地の〇
■■■■さん
田 4筆 面積 16,016㎡ です

整理番号 24-5 北竜町字碧水〇〇〇番地の〇
■■■■さん
田 12筆 面積 58,621㎡ です

議長 この件について、ご質問意見等ございませんか。

農業委員 (質問意見等なし)

議長 買入協議の通知を北竜町長に対して要請を行うことに異議ありませんか。

農業委員 (異議なし)

議長 それでは、本件につきまして北竜町長に買入協議の要請をすることに決定いたします。

日程10号

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第 3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、北竜町より決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

39ページをご覧下さい。

1号から3号まで4件が賃貸契約となっています。
利用権を設定する者は、美葉牛〇〇番地の〇■■■■■さんです。
吉尾さんは、平成25年1月が誕生日で65歳に達します。
誕生日までの期間が少ないため、経営移譲年金の支給に支障があるといけないので、農地の処分を賃貸借で行うことにしたものです。

番号1番～4番まで朗読により説明 なお番号1～2は、■■■■■氏より北竜町円滑化団体に委任を受けて権利の斡旋を行ったものです。

本計画内容は別添付農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしております。

議長 議案3号の案件について質問ご意見はありませんか。

農業委員 意見質問なし

議長 それでは、議案3号農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、北竜町より決定を求められた農用地利用集積計画を決定してして宜しいですか。

農業委員 異議なし

議長 異議がありませんので議案3号の農用地利用集積計画を決定いたします。

日程11 その他事項について事務局より説明を願います。

事務局長 ・次回第11回農業委員会総会を11月22日（金曜日）午後1時30分よすこやかセンターで開催予定です。

・地区別農業委員研修会

10月30日（火）午後1時30分より
午後4時00分まで

場 所 月形町 多目的研修センターで開催されます。

役場前 12時00分まで集合

12時05分頃に出発します。

ひまわり観光のバスを利用します。

議長 質問等ございませんか。

農業委員 質問なし

議長 以上を持ちまして第10回農業委員会総会を終わります。

議 長

議事録署名委員

7 番

1 番
